５　トライアル雇用助成金

(2)　障害者トライアルコース・(3)障害者短時間トライアルコース

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第62条第１項第６号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号。）第110条の３第３項の規定に基づくトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）及びトライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）（以下「助成金」という。）の支給については、第１共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100　趣旨
　0101　趣旨

0200　定義
　0201　継続雇用する労働者
　0202　障害者トライアル雇用
　0203　障害者短時間トライアル雇用
　0204　障害者トライアル雇用等期間
　0205　障害者トライアル雇用等労働者
　0206　同意職業紹介事業者等
　0207　基準期間
　0208　テレワーク勤務

0300　障害者トライアル雇用等の内容
　0301　障害者トライアル雇用等の対象者

0400　支給要件
　0401　支給対象事業主
　0402　支給対象期間
　0403　併給調整

0500　支給額
　0501　支給額

0600　支給申請
　0601　支給申請
　0602　添付書類

0700　支給要件の確認
　0701　支給対象事業主に該当することの確認

0800　支給決定
　0801　支給決定の通知
　0802　支給台帳への記入及び記録の保管

0900　附則
　0901　施行期日
　0902　経過措置

0100　趣旨

0101　趣旨

障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とするものである。

また、障害者の安定的な就業の場が確保されるようにする観点から、その後の継続雇用される労働者として雇用を図るものである。

0200　定義

0201　継続雇用する労働者

一般被保険者等（雇保法第60条の２第１項第１号に規定する一般被保険者、又は雇保法第37条の２第１項に規定する高年齢被保険者をいう。）となる者であって、一年を超える期間の雇用が見込まれる者をいう。（就労継続支援Ａ型事業所の利用者を除く。）

0202　障害者トライアル雇用

継続雇用する労働者へ移行することを目的に、一定の期間を定めて試行的に雇用することをいう。

0203　障害者短時間トライアル雇用

継続雇用する労働者へ移行することを目的に、一定の期間を定めて試行的に雇用するものであって、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中に週の所定労働時間を20時間以上とすることを目指すものをいう。

0204　障害者トライアル雇用等期間

障害者トライアル雇用及び障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）を実施する期間をいう。

0205　障害者トライアル雇用等労働者

障害者トライアル雇用等により雇用された対象者をいう。

0206　同意職業紹介事業者等

「雇用安定事業の実施等について」別添２「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書について」（平成25年５月16日付け職発0516第19号、能発0516第４号、雇児発0516第９号）に定める基準を満たし、雇用給付金のうちトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）を取り扱うことができる職業紹介事業者等をいう。

0207　基準期間

障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して６か月前の日から障害者トライアル雇用等を終了する日までの期間をいう。

0208　テレワーク勤務

対象労働者が、当該労働者の１週間の所定労働時間の２分の１以上（※１）、情報通信技術を活用して勤務（※２）していることをいう

※１　障害者トライアル雇用期間の各月間平均が上回っていればよい。

※２　在宅又はサテライトオフィス（事業主が指定した事務所であって労働者が通常勤務する

事業場と異なる場所にあるもの。）で勤務を行うものに限る。

0300　障害者トライアル雇用等の内容

0301　障害者トライアル雇用等の対象者

イ　障害者トライアル雇用等の対象となる者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第２条第１号に規定する障害者であって、次の(ｲ)又は(ﾛ)のいずれかに該当するものであること。

(ｲ)　障害者トライアル雇用の対象者

障害者トライアル雇用の対象となる者は、次のａからｄまでのいずれにも該当するものであること。

ａ　公共職業安定所（以下「安定所」という。）、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）又は同意職業紹介事業者等（以下「安定所」と総称する。）に求職申込をしている者であること。

ｂ　継続雇用する労働者として雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

ｃ　安定所等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次の(a)から(d)までのいずれにも該当しない者であること。

(a) 継続雇用する労働者として雇用されている者（重度身体障害者（障害者雇用促進法第２条第３号に規定する重度身体障害者をいう。以下同じ。）及び重度知的障害者（同条第５号に規定する重度知的障害者をいう。以下同じ。）、45歳以上の身体障害者（同条第２号に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）及び知的障害者（同条第４号に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）、精神障害者（同２条第６号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）並びに障害者トライアル雇用等されるまでに継続雇用する労働者でなくなることが確実である者を除く。）

(b) 自ら事業を営んでいる者又は役員に就いている者であって、１週間当たりの実働時間が30時間以上のもの

(c) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７第１項各号に掲げる施設又は同法第27条第１項に規定する職業能力開発総合大学校（１年以上の課程に限る。）（以下「学校」という。）に在籍している者（当該在籍している学校を卒業する日の属する年度の１月１日を経過している者であって卒業後の就職に係る内定がないものを除く。）

(d) 障害者トライアル雇用等期間中の障害者トライアル雇用等労働者

ｄ　次の（a）又は（b）のいずれかに該当するものであること。

(a) 重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者をいう。以下同じ。）及び精神障害者。

(b) (a)以外の者であって、次の①から③までのいずれかに該当する者であること。

① 紹介日において、就労(※１)の経験のない職業（職業安定法第15条の規定に基づき厚生労働省職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。）に就くことを希望する者

※１　パート・アルバイト等を含め、学校在学中のパート・アルバイト等は除く。

② 紹介日前２年以内に、２回以上離職又は転職を繰り返している(※２)者

※２　離職が２回以上又は転職が２回以上あることを指す。

③ 紹介日前において離職している(※３)期間が６か月を超えている者

※３　パート・アルバイト等を含め一切の就労をしていないことを指す。

(ﾛ) 障害者短時間トライアル雇用の対象者

障害者短時間トライアル雇用の対象となる者は、次のaからcまでのいずれにも該当するものであること。

a (ｲ)のa及びcのいずれにも該当する者であること。

b 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

c 精神障害者又は発達障害者支援法（平成16年法律167号）第２条に規定する発達障害者（精神障害者除く。）に該当する障害者であること。

0400 支給要件

0401 支給対象事業主

次のイからヨまでのいずれにも該当する事業主であること。

イ 安定所等の障害者トライアル雇用等に係る職業紹介により、対象者を障害者トライアル雇用等した（国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人件費により行った障害者トライアル雇用等を除く。）事業主であること。

なお､障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、就労継続支援事業（Ａ型）を行う事業所における就労は、企業等での一般雇用に結びつかなかった者を対象としており、一般雇用とは区別して考えることとされていることから、同法に基づく就労継続支援事業（Ａ型）を行う事業所は、対象事業主とはならないこと。（対象者を当該事業所の職員等利用者以外の者として雇い入れる場合を除く。）

ロ 対象者に係る紹介前に、当該対象者に対して雇入れに向けた選考を開始していない事業主であること。

ハ 障害者トライアル雇用等を行った事業所の事業主又は取締役（取締役会を設置していない事業主においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）の３親等以内の親族（配偶者、３親等以内の血族及び姻族をいう。）以外の対象者を雇い入れた事業主であること。

ニ 障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して過去３年間において、当該障害者トライアル雇用等を開始した事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇い入れに係る事業所において就労したことがある対象労働者を雇い入れるものでない事業主であること。

ホ 障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して過去３年間において、当該障害者ト

ライアル雇用等に係る対象者について職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 18 条第５号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練（短期の訓練を除く。）をいう。）を行ったことがない事業主であること。

へ　障害者トライアル雇用等期間について、障害者トライアル雇用等労働者（障害者短時間トライアル雇用労働者であって、週所定労働時間が 20 時間未満の者を除く。）に係る雇用保険被保険者資格取得を行った事業主であること。

ト　障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して過去３年間に、当該障害者トライアル雇用等を行った事業所において、当該障害者トライアル雇用等以外に障害者トライアル雇用等を開始した対象者のうち、障害者トライアル雇用等を実施した後に継続雇用する労働者へ移行しなかった障害者トライアル雇用等労働者（次の(ｲ)から(ﾎ)までに該当する者を除く。）の数に障害者トライアル雇用等を実施した後に障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース支給申請書（共通様式第２号）（以下「報告書兼支給申請書」という。）が提出されていない障害者トライアル雇用等労働者の数を加えた数が３人を超え、かつ、障害者トライアル雇用等を実施した後に継続雇用する労働者へ移行した障害者トライアル雇用等労働者の数を上回っている事業主以外の者であること。

(ｲ)　障害者トライアル雇用等労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後１ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）

(ﾛ)　障害者トライアル雇用等労働者の都合による離職

(ﾊ)　障害者トライアル雇用等労働者の死亡

(ﾆ)　障害者トライアル雇用等期間の終了をもっての離職（ただし、障害者トライアル雇用等労働者が希望した場合又は障害者トライアル雇用等実施計画書（共通様式第１号）（以下「計画書」という。）の「継続雇用する労働者に移行するための要件」を満たさなかった場合であって障害者トライアル雇用等労働者が合意した場合に限る。）

(ﾎ)　障害者トライアル雇用等期間終了後引き続き継続雇用する労働者以外の雇用形態による雇い入れ（ただし、障害者トライアル雇用等労働者が希望した場合に限る。）

チ　障害者トライアル雇用等を開始した日から当該障害者トライアル雇用等を終了する日までの期間に、当該障害者トライアル雇用等労働者を、解雇等事業主の都合により離職させた事業主（次の(ｲ)に該当する解雇等又は(ﾛ)　に該当する解雇により当該障害者トライアル雇用等に係る対象者を離職させたものを除く。）以外のものであること。

(ｲ)　当該障害者トライアル雇用等に係る対象者の責めに帰すべき理由による解雇等（0401 ト(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）

(ﾛ)　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

リ　基準期間に、障害者トライアル雇用等を行った事業所において、雇用保険被保険者（雇保法第 38 条第１項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第 43 条第１項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。）を、解雇等事業主の都合により離職させた事業主（次

の(ｲ)に該当する解雇等又は(ﾛ)に該当する解雇により当該被保険者を離職させたものを除く。）以外のものであること。

(ｲ)　当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇等（0401 ト(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）

(ﾛ)　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

ヌ　基準期間に、障害者トライアル雇用等に係る雇入れを行った事業所において、雇保法第 23 条第１項に規定する特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分１Ａ又は３Ａに区分される離職理由（0401 ト(ｲ)の重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者（以下「特定受給資格離職者」という。）として同法第 13 条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が６％を超えている（特定受給資格離職者として当該受給資格の決定が行われたものの数が３人以下である場合を除く。）事業主以外の者であること。

ル　障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して１年前の日から当該障害者トライアル雇用等開始の日の前日までの間において、当該障害者トライアル雇用等に係る対象者（日雇労働者を除く。）を雇用していた事業主（以下このルにおいて、「関係事業主」という。）と同一の事業主以外の者であること及び、次の(ｲ)又は(ﾛ)のいずれかに該当する等、資本的、経済的、組織的関連性等からみて関係事業主と密接な関係にある事業主（同意職業紹介事業者等が当該対象者を紹介した場合であって、当該同意職業紹介事業者等と密接な関係にある事業所の事業主を含む。）以外の者であること。

(ｲ)　障害者トライアル雇用等に係る雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決数の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

(ﾛ)　取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業主においてはこれに準ずるもの。）が同一人物であること又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ヲ　障害者トライアル雇用等労働者に対して、障害者トライアル雇用等期間における対象労働者の労働に対する賃金（時間外手当、休日手当等を含む。以下同じ。）を、支払期日までに支払った事業主であること。

ワ　障害者トライアル雇用等を行った事業所において、次の(ｲ)から(ﾊ)までの書類を整備・保管している事業主であること。

(ｲ)　労働者の出勤状況が日ごと明らかにされた出勤簿等の書類

(ﾛ)　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）

(ﾊ)　労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）

カ　安定所等の紹介時点と異なる条件により障害者トライアル雇用等を行った事業主であって、障害者トライアル雇用等労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該者から求人条件と実際の労働条件が異なることについて安定所又は都道府県労働局（以下「労働局」という。）に申出があった事業主以外の者であること。

ヨ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第９条第１項に定める高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、同法第10

条第２項に基づき、当該雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない、かつ、法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことにより、高年齢者雇用安定法第10条の３第２項に基づき、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていない事業主（勧告を受け、支給申請日までにその是正を図った者を含む。）であること。

0402　支給対象期間

障害者トライアル雇用の支給対象期間は、障害者トライアル雇用を開始した日から１か月間単位で最長３か月間とする（テレワーク勤務を行う者についても同様とし、３か月を超えて障害者トライアル雇用する場合は当該３か月を超えた期間については支給対象期間とはしない。また、精神障害者は最長６か月間とし、６か月を超えて障害者トライアル雇用する場合は当該６か月を超えた期間については支給対象期間とはしない。）。

また、障害者短時間トライアル雇用については障害者短時間トライアル雇用を開始した日から起算して、３か月以上12か月以内とする。

ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、それぞれに定める期間とする。

なお、障害者トライアル雇用等を開始した日、当該開始した日の翌月の応当日又は当該開始した日の翌々月の応当日をそれぞれ起算日とし、起算日からその翌月の応当日の前日までの期間を１か月間とする。

ただし、翌月に応当日がない月は、当該翌月の末日を当該翌月の応当日の前日とする。

また、障害者トライアル雇用等期間が１か月間の場合であって当該期間が31日に満たない場合に限り、その不足する日数を加えた期間をもって１か月間とする。

イ　障害者トライアル雇用等労働者が、次の(ｲ)から(ﾆ)までの理由により障害者トライアル雇用等期間の途中で離職した場合

障害者トライアル雇用等を開始した日から障害者トライアル雇用等期間の途中で離職した日までの期間とする。

(ｲ)　0401ト(ｲ)の障害者トライアル雇用等労働者の責めに帰すべき理由による解雇等

(ﾛ)　障害者トライアル雇用等労働者の都合による退職

(ﾊ)　障害者トライアル雇用等労働者の死亡

(ﾆ)　0401チ(ﾛ)の天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ロ　障害者トライアル雇用等労働者が、障害者トライアル雇用等期間中に継続雇用する労働者へ移行した場合

障害者トライアル雇用等を開始した日から継続雇用する労働者へ移行した日の前日までの期間とする。

ハ　障害者トライアル雇用の対象労働者であって、障害者トライアル雇用期間中に週の所定労働時間が20時間未満に変更（労働条件が変更された場合であり、実労働時間が一時的に週の所定労働時間を下回ることは差し支えない。）された場合又は障害者短時間トライアル雇用の対象者であって、障害者短時間トライアル雇用期間中に週の所定労働時間が10時間未満に変更（労働条件が変更された場合であり、実労働時間が一時的に週の所定労働時間を下回ることは差し支えない。）された場合

障害者トライアル雇用等を開始した日から当該労働条件の変更が行われた日の前日までの期間

とする。

二　天災等のやむを得ない理由により、障害者トライアル雇用等労働者を休業させている場合

計画中のトライアル雇用期間のうち、天災等のやむを得ない理由により障害者トライアル雇用等労働者を休業させている期間を障害者トライアル雇用等期間から除外するとともに、障害者トライアル雇用等の終了予定日の翌日から起算して、当該除外された期間のうち就労を予定していた日数分の勤務日数に相当する期間を障害者トライアル雇用等期間に追加した期間とすることができる。

なお、この際、対象事業主が、当該休業により、0101の適性や業務遂行可能性の見極めが十分に行えないと申告していること及び障害者トライアル雇用等期間の変更（特にこれに伴う雇用契約の変更）について、障害者トライアル雇用等労働者と対象事業主の合意があることが必要であること。

0403　併給調整

同一の事由により、原子力災害対応雇用支援事業による助成、事業復興型雇用事業による助成、船員計画雇用促進助成金（国土交通省所管）、漁業担い手確保・育成対策事業に基づく新規就業者確保・育成支援事業費（水産庁所管）又は「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に係る助成金（林野庁所管）の支給を受けた場合は、助成金を支給しない。

0500　支給額

0501　支給額

障害者トライアル雇用労働者１人につき、支給対象期間１か月間当たり４万円（次のイに掲げる場合にあっては、雇入れの日から起算して３か月の間は８万円）、障害者短時間トライアル雇用労働者１人につき、支給対象期間１か月間当たり４万円を支給する。

イ　精神障害者に対して障害者トライアル雇用を実施する場合

ただし、次のロ又はハに該当する場合は、当該支給対象期間については、障害者トライアル雇用等労働者が就労を予定していた日数に対して実際に就労した日数の割合に応じて次に定める計算式で算出した額を支給する。

$$A = \frac{\text{障害者トライアル雇用等労働者が１か月間に実際に就労した日数}}{\text{障害者トライアル雇用等労働者が当該１か月間に就労を予定していた日数}}$$

表１（表２以外の場合）

	障害者トライアル雇用 及び 障害者短時間トライアル雇用
割合	支給額（月額）
Ａ≧75%	４万円
75%＞Ａ≧50%	３万円
50%＞Ａ≧25%	２万円
25%＞Ａ＞０%	１万円
Ａ＝０%	不支給

表２（イのうち、雇入れから３か月間の場合）

	障害者 トライアル雇用
割合	支給額（月額）
Ａ≧75%	８万円
75%＞Ａ≧50%	６万円
50%＞Ａ≧25%	４万円
25%＞Ａ＞０%	２万円
Ａ＝０%	不支給

ロ　0402のイからハまでのいずれかに該当する場合であって、支給対象期間が１か月間に満たない月がある場合。

ハ　支給対象期間中に、障害者トライアル雇用等労働者本人の都合による休暇等（ただし、年次有給休暇等の就業規則等に定められている有給の休暇、労働者の業務上の負傷等による療養のために休業した場合であって労働基準法第75条及び第76条に基づく補償を受けた期間、並びに産前産後等の期間に対して就業規則等に基づき賃金の支払いがあった場合を除く。）又は事業主の都合による休業（0402ニが適用されている場合を除く。）がある場合。

0600　支給申請

0601　支給申請

イ　障害者トライアル雇用の場合

助成金の支給を受けようとする事業主は、障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日（対象者が精神障害者のトライアル雇用を実施した事業主等の場合は表３に示す起算日）から起算して２か月以内に報告書兼支給申請書（別添様式を含む。）及び所定の添付書類を、障害者トライアル雇用等を行った事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。ただし、当該提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮する安定所の長を経由して行うことができる。

なお、障害者トライアル雇用が終了する前に支給申請を行う場合、報告書兼支給申請書については、支給申請に係る項目のみを記入し、「障害者トライアル雇用等の結果」欄については空欄で構わない。この場合、障害者トライアル雇用期間終了後に、結果欄を記入した報告書兼支給申請書を再度提出する必要がある。

表３

<table>
<tr><th colspan="2">事業主の種類</th><th>支給申請期間の起算日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象者が精神障害者の障害者トライアル雇用を実施した事業主</td><td>障害者トライアル雇用期間が６か月以下の場合</td><td>障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日</td></tr>
<tr><td>障害者トライアル雇用期間が６か月より長い場合</td><td>障害者トライアル雇用を開始してから６か月経過した日（事業主が希望する場合は、障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象者がテレワーク勤務による障害者トライアル雇用を実施した事業主</td><td>障害者トライアル雇用期間が３か月以下の場合</td><td>障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日</td></tr>
<tr><td>障害者トライアル雇用期間が３か月より長い場合</td><td>障害者トライアル雇用を開始してから３か月経過した日（事業主が希望する場合は、障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者が障害者トライアル雇用期間の途中で離職した場合</td><td>当該離職日の翌日</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者が障害者トライアル雇用期間の途中で継続雇用する労働者へ移行した場合</td><td>当該継続雇用する労働者への移行日</td></tr>
</table>

ロ　障害者短時間トライアル雇用の場合

助成金の支給を受けようとする事業主は、表４に示す起算日から起算して２か月以内に報告書兼支給申請書（別添様式を含む。）を管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、障害者短時間トライアル雇用期間が６か月より長い場合は、障害者短時間トライアル雇用終了後に一括して申請しても差し支えない。ただし、当該提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮する安定所の長を経由して行うことができる。

表４

事業主の種類	支給申請期間の起算日
障害者短時間トライアル雇用期間が６か月以下の場合	障害者短時間トライアル雇用が終了した日の翌日
障害者短時間トライアル雇用期間が６か月より長い場合	障害者短時間トライアル雇用を開始してから６か月経過した日及びトライアル雇用期間が終了した日の翌日
対象者が、障害者短時間トライアル雇用期間の途中で離職した場合	当該離職日の翌日
対象者が、障害者短時間トライアル雇用期間の途中で継続雇用する労働者へ移行した場合	当該継続雇用する労働者への移行日

0602　添付書類

報告書兼支給申請書を提出する事業主は、報告書兼支給申請書の別添様式及び勤務実態等申立書に加え、次のイからへまでに掲げる書類を添付しなければならない。

イ　安定所、地方運輸局又は都道府県労働局の受理印のある計画書の写し

ロ　障害者トライアル雇用等労働者に係る出勤簿等障害者トライアル雇用等期間中の出勤状況が確認できる書類又はその写し

ハ　障害者トライアル雇用等労働者に対して障害者トライアル雇用等期間における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払ったことが確認できる賃金台帳又はその写し

ニ　障害者トライアル雇用等労働者の障害者トライアル雇用等期間に係る雇用契約書若しくは雇入れ通知書等障害者トライアル雇用等期間中の労働契約について確認できる書類又はその写し

ホ　障害者トライアル雇用等労働者が継続雇用する労働者へ移行した後の期間に係る雇用契約書若しくは雇入れ通知書等当該労働者の継続雇用する労働者への移行後の労働契約について確認できる書類又はその写し（障害者トライアル雇用等労働者が障害者トライアル雇用等期間後に継続雇用する労働者へ移行した場合に限る。）

へ　「障害者トライアル雇用期間勤務予定表（天災等特例）」（共通様式第４号）（0402 ニを適用する場合に限る。）

ト　支給要件を確認するに当たってその他管轄労働局長が必要と認める書類

0700　支給要件の確認

0701　支給対象事業主に該当することの確認

管轄労働局長は、事業主から申請書類等を受理した場合は、次のイからチまでにより確認を行う。

イ　0401 のイに係る確認

計画書に受理印があること及び報告書兼支給申請書により確認する。

ロ　0401 のロからホまでに係る確認

計画書及び報告書兼支給申請書により確認する。

ただし、0401 のニについては、ハローワークシステム（雇用保険事務処理）等においても確認する。

ハ　0401 のへからヌまで及び雇用保険資格喪失の届出（0402 のイの理由により障害者トライアル雇用等労働者が支給対象期間中に離職した場合に限る。）に係る確認

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）等により確認する。解雇等（0401 ト(イ)の重責解雇に該当する離職を除く）の有無をハローワークシステム等において確認する際の「解雇等」とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「３」と判断されるものである。

ニ　0401 のルに係る確認

報告書兼支給申請書により確認する。

ホ　0401 のヲ及びワに係る確認

添付書類のうち障害者トライアル雇用等労働者の出勤状況が確認できる書類及び当該者に対して支払われた賃金について確認できる書類により確認する。

なお、支払期日までに支払われていない賃金がある場合には、支給要件判定を保留した上で、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、トライアル雇用終了日の属する月の賃金支払期日から１か月以内に当該賃金が支払われない場合には支給対象事業主に該当しないこととする。

ヘ　0401 のカに係る確認

障害者トライアル雇用等労働者から紹介時点と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合には、具体的な労働条件等を聴取するとともに、これに係る客観的な証拠の提示を求め、計画書及び求人票等と比較し確認する。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間、休日又は社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ト　0401 のヨに係る確認

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか、労働局又は安定所の高年齢者雇用担当（必要に応じて他の都道府県労働局）に確認する。

なお、当該勧告書が発出されていた場合であっても、支給申請時点において適切な雇用確保措

置及び就業確保措置が講じられている場合は支給対象事業主に該当するため、疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門へ確認を行う。

0800　支給決定

0801　支給決定の通知

管轄労働局長は、事業主から提出された報告書兼支給申請書の内容を審査した結果、助成金を支給することが適当と認められる場合には、支給決定を行い、トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）支給決定通知書（支給様式第１号）により、当該事業主に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定通知書により、当該事業主に通知する。電子申請の場合であって、追加支給決定を行う場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される追加支給決定通知書により通知する。）。

また、助成金を支給することが適当と認められない場合には、不支給決定を行い、トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）不支給決定通知書(支給様式第２号)により、当該事業主に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書により、当該事業主に通知する。）。

その他、第１共通要領0801により支給決定の取消を行う場合は、トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）支給決定取消及び返還通知書（支給様式第４号）により、当該事業主に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書により当該事業主に通知すること。）。

0802　支給台帳への記入及び記録の保管

管轄労働局長は、事業主から提出された報告書兼支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他の所要事項をトライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）支給台帳（支給様式第３号）に記載し、報告書兼支給申請書その他関係書類は、助成金の支給決定日の属する年度の翌年度の初日から５年間保管する。

0900　附則

0901　施行期日

イ　本要領は、平成 26 年４月１日から施行する。

ロ　平成 27 年３月３１日付け職発 0331 第２号、能発 0331 第 12 号、雇児発 0331 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

ハ　平成 28 年４月１日付け職発 0401 第 40 号、能発 0401 第 10 号、雇児発 0401 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

ニ　平成 28 年８月 19 日付け職発 0819 第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年８月 20 日から施行する。

ホ　平成 28 年 12 月 27 日付け職発 1227 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年１月１日から施行する。

ヘ　平成 29 年３月 31 日付け職発 0331 第７号、能発 0331 第２号、雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

ト　平成 29 年７月 10 日付け職発 0710 第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年７月 11 日から施行する。

チ　平成 30 年３月 31 日付け職発 0331 第２号、雇均発 0331 第３号、開発 0331 第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

リ　令和元年９月 27 日付け職発 0927 第１号、雇均発 0927 第１号、開発 0927 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年 10 月１日から施行する。

ヌ　令和２年４月１日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第６号、開発 0331 第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和２年４月１日から施行する。

ル　令和２年 12 月 25 日付け職発 1225 第４号、雇均発 1225 第１号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和３年１月１日から施行する。

ヲ　令和３年３月 31 日付け職発 0331 第 25 号、雇均発 0331 第５号、開発 0331 第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年４月１日から施行する。

ワ　令和４年３月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和４年４月１日から施行する。

カ　令和５年３月31日付け職発0331第４号、雇均発0331第２号、開発0331第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年４月１日から施行する。

ヨ　令和５年６月 23 日付け職発 0623 第１号、雇均発 0623 第１号、開発 0623 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年６月 26 日から施行する。

タ　令和６年３月 29 日付け職発 0329 第８号、雇均発 0329 第７号、開発 0329 第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年４月１日から施行する。

レ　令和７年４月１日付け職発 0401 第６号、雇均発 0401 第 34 号、開発 0401 第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和７年４月１日から施行する。

ソ　令和８年４月８日付け職発 0408 第３号、雇均発 0408 第１号、開発 0408 第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年４月８日から施行する。

0902　経過措置

イ　平成 27 年４月１日より前に障害者トライアル雇用等の紹介を受けた事業主に対する障害者トライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

ロ　平成 28 年４月１日より前に障害者トライアル雇用等を開始した事業主に対する障害者トライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

ハ　平成 29 年４月１日より前に障害者トライアル雇用等を開始した事業主に対する障害者トライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

ニ　平成 29 年７月 11 日より前に障害者トライアル雇用等を開始した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ホ　平成 30 年４月１日より前に障害者トライアル雇用等を開始した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ヘ　令和２年４月１日より前に障害者トライアル雇用等を開始した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ト　当分の間、令和２年 12 月 25 日付け職発 1225 第４号、雇均発 1225 第１号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第２　助成金別要領　５（２）障害者トライアルコース（３）障害者短時間トライアルコース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

チ　令和３年４月１日より前に障害者トライアル雇用等紹介を受けた事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

リ　令和４年４月１日より前に障害者トライアル雇用等紹介を受けた事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ヌ　令和５年４月１日より前に障害者トライアル雇用等紹介を受けた事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ル　令和５年６月 26 日より前の支給決定については、なお従前の例による。

ヲ　当分の間、令和７年４月１日付け職発 0401 第６号、雇均発 0401 第 34 号、開発 0401 第７号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された「第２　助成金別要領　５（２）障害者トライアルコース（３）障害者短時間トライアルコース」の様式については、電子申請によらず提出する場合に限り、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ワ　令和８年４月８日より前に障害者トライアル雇用等紹介を受けた事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。